

とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）実施要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が実施するとやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 本事業は、富山県外から移住し、県内で新たに起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業する中小企業者等から、社会性・事業性・必要性のある事業等計画を募集し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、移住を伴う起業等を支援し、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

- 第3条 補助金を交付する対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 申請時点で富山県内に住民票を移して1年以内であること、又は補助事業期間完了日までに富山県内に移住すること。
 - (2) 富山県内に住民票を移す直前の連続して1年以上かつ10年間のうち通算5年以上の期間を富山県外に在住していたこと。
 - (3) 新たに起業をする場合、令和4年4月1日以降、本事業の補助事業期間完了日までに個人事業の開業届若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
 - (4) 事業承継又は第二創業をする場合、令和4年4月1日以降、本事業の補助事業期間完了日までにSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。
 - (5) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を富山県で行っている又は富山県内で行うことを予定している者であること。
 - (6) 法令遵守上の問題を抱えている者でないこと。

（対象事業）

- 第4条 次の各号のいずれにも該当する事業とすること。
- (1) 新たに起業をする場合は、別紙のとおり、富山県が地域再生計画において定める分野において、地域の課題の解決に資する社会的事業（Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む。）であり、新たに起業する事業であること。

- (2) 事業承継又は第二創業をする場合は、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ富山県が地域再生計画において定める分野において、地域の課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する事業であること。
- (3) 富山県内で実施する事業であること。
- (4) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に新たに起業する事業、若しくは事業承継又は第二創業を経て新たに実施する事業であること。
- (5) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (6) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。
- (7) 本事業における社会的事業とは、富山県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）、提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）、地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）の全てに該当する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、前条に定める事業に要する経費のうち、以下に掲げるものとする。

機械・設備費、器具・工具・備品費、構築物費（不動産の取得、自動車の取得は除く。）、店舗改装費、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、人件費（新規雇用者に係るものに限り、かつ対象経費の20%以内、代表者や役員を除く。）、広告宣伝費、家賃等賃借料、その他当機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの。

（補助金額及び補助率）

第6条 機構が補助する金額は、1件あたり200万円を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。また、補助率は前条に規定する補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25

年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものは、この限りでない。

- 3 第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の申請を行うことができないものとする。
 - (1) 取締役等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
 - (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
 - (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
 - (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合

（補助金の交付決定）

第8条 理事長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び中小企業診断士による現地調査等のうえ、審査会においてその内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請した者（以下「補助事業者」という。）に対して交付の決定をしなければならない。

- 2 理事長は、前項による交付の決定に当たっては、仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは当該仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定時において仕入控除税額の減額を行うこととする。

（事業計画の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、計画変更申請書（様式第3号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の申請があった場合は、その適否を計画変更決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止届出書（様式第5号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の報告書を受領したときは、補助事業者に対し当該事業の取り扱いを指示するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第6号）をその完了した日から30日以内、もしくは本事業の会計年度が終了する日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知しなければならない。

（決定の取消）

第13条 理事長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）前2号のほか、補助事業に関し、補助金交付の決定の内容に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

（4）第7条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 理事長は、交付の決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第8号）により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定があった場合において、既にその額を超える

補助金が交付されているときは、その差額を返還しなければならない。

- 3 理事長は第1項又は前項の場合において、補助事業者に対し補助金を返還するよう通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、通知の日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第15条 補助事業者は、当該補助事業に基づく発明、考案に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を、当該事業年度又は当該事業年度の終了後3年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

（取得財産）

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、理事長が別に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、理事長の承認を受けなければならないものとする。

この場合において、理事長は当該取得財産等が別に定める期間を経過する場合を除き、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（収益納付）

第17条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に本補助事業に係る利益状況について、利益状況報告書（様式第9号）により理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、利益状況報告書により補助事業者が当該補助事業の実施の結果、当該補助事業に基づく発明、考案に関して、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与等により、純利益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（証拠書類の保存等）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにす

るため、補助事業に係る帳簿及び書類を備え付け、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、理事長より請求があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

（実施細目）

第19条 この要領に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和5年3月31日限り廃止するものとする。

（別紙）

富山県が地域再生計画において定める分野とは、下記の（１）から（10）までの産業分野等を指す。

- （１）地域活性化関連
- （２）まちづくりの推進
- （３）過疎地域等活性化関連
- （４）買物弱者支援
- （５）地域交通支援
- （６）社会教育関連
- （７）子育て支援
- （８）環境関連
- （９）社会福祉関連
- （10）Society5.0関連

（様式第1号）

年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 殿

住 所
氏 名

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）
補助金交付申請書

年度において標記事業を実施したいので、とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）補助金金 円を交付されるよう、とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）実施要領第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）事業計画書 別紙のとおり

誓約事項

補助金交付申請に当たり、次に掲げるすべてに該当することを誓約します。

- ・ 申請者等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではありません。
- ・ 申請者は、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- ・ 申請者の経営に、暴力団員が実質的に関与していることはありません。
- ・ 申請者等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していることはありません。
- ・ 申請者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していることはありません。
- ・ 申請者等は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはなりません。
- ・ 申請者等は、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していることはありません。

（別紙）とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）事業等計画書

I 申請者の概要

1. 申請者

フリガナ 氏名				(歳)
現住所	〒 TEL() -	FAX() -		
移住先住所	〒 TEL() -	FAX() -	※上記とは別に、確実に連絡のとれる連絡先がある場合にのみ記入してください。	
E-mail				

2. 申請者の略歴等

申請者の略歴（最終学歴、職歴、現勤務先、役職、従事内容等）

<p>【最終学歴】 年 月 ○○大学 卒業</p> <p>【職歴】 年 月 株式会社△△ 入社 ●●部において※※業務に従事 年 月 株式会社△△ 退社</p>
--

3. 起業又は事業承継、第二創業の形態

創業済みの方（◎は記入必須、○は法人の場合のみ記入）						
創業予定の方（◎は記入必須、－は記入不要）						
◎	◎	事業所名 (法人名又は屋号)				
◎	◎	事業開始日	※ 創業済みの方は、法人の場合は登記日を、個人の場合は税務署への開業届出書内の開業日を記入 ※ また創業予定の方は予定日を記入			
○	－	資本金 又は出資金	万円			
○	－	株主構成 又は出資者構成	株主名	割合	申請者との関係	※ 持株割合の高い 上位2名を記入
◎	◎	従業員数	人		※ 代表者は除きます	
◎	◎	業種	業		※ 日本標準産業分類（小分類[3ケタ]）から 該当する業種を記載	
◎	◎	主たる業務内容 や取り扱い商品				

4. 本補助金以外の補助・助成制度の利用実績・見込み

補助・助成金名	年度	補助金
補助・助成団体名		
補助・助成金額	円	※ 見込みの場合は要望額を記入

II 申請事業の概要

1. 事業の概要（テーマ）

（今回の申請事業をわかりやすく20字以内で記載ください。（事業全体を簡潔に表現））

--

2. 富山県で事業を開始しようとする動機

（事業開始のきっかけや社会的な背景、市場環境（規模・成長性）、競合の状況等を記入してください。）

※ このスペースにすべてを書き切れない場合は、行間を広げるか、ここに概要のみを記入し、別紙（様式不問）に詳細を記載されても結構です。
--

3. 事業の内容

（事業の内容や特徴、将来の事業展開等を記入してください。また事業全体のイメージ図等があれば添付してください。）

※1 このスペースにすべてを書き切れない場合は、行間を広げるか、ここに概要のみを記入し、別紙（様式不問）に詳細を記載されても結構です。 ※2 「7.補助対象事業の資金調達方法と対象経費の明細」欄の「支出の部」に記載される各種費用との関連が分かるように記載ください。

4. 事業の要件概要

（今回の申請事業の①社会性、②事業性、③必要性について、ポイントとなる点を具体的に記入してください。）

①富山県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
②提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
③地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスが十分でないこと（必要性）

5. 受注・販売方法や実施体制

（どのような顧客にどのようにして製品・サービスを提供するのか？また、社内体制や社外協力者等について記入してください。）

【対象顧客】
【製品・サービスの提供方法】
【社内体制】
【社外協力者】

6. スケジュール（今年度中に取り組む事業の実施時期とその内容）

実施時期(月)	取り組む内容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

7. 補助対象事業の資金調達方法と対象経費の明細（申請時～ 年 月 日まで）

収入の部	金額（円）	積算根拠
補助金（※1）		とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）
その他の補助金		
借入金等		
合計（※4）	0	
支出の部	金額（円）	積算根拠
機械・設備費（※2）		
器具・工具・備品費		
構築物費		
店舗改装費		
外注加工費		
委託費		
知的所有権出願費		
専門家謝金		
人件費（※3）		
広告宣伝費		
家賃等賃借料		
その他の経費		通信運搬費、旅費交通費、消耗品費 等
合計（※4）	0	

※1 補助金は合計額の50%以内で、200万円を上限とします。

2 土地・建物等の不動産の取得、および自動車の取得は除きます。（ただし自動車リース料は対象可）

3 新規雇用者に係るもので、対象経費の20%以内のみ対象とすることができます。

4 収入の部と支出の部の合計は一致します。

8. 売上計画

(単位：千円)

製品サービスの内容	申請後1年間の見込み (今期： 年 月頃～ 年 月頃)			その後の1年間の見込み (来期： 年 月頃～ 年 月頃)		
	金額	構成比	算出根拠	金額	構成比	算出根拠
売上高合計						

9. 事業収支計画

(今回の申請事業を含めた、全体の事業収支計画を記載してください。)

(単位：千円)

	申請後1年間の見込み (今期： 年 月頃～ 年 月頃)			その後の1年間の見込み (来期： 年 月頃～ 年 月頃)		
	金額	構成比	算出根拠	金額	構成比	算出根拠
売上高 ①			上記売上計画のとおり			上記売上計画のとおり
売上原価 ②(③～⑤)	0			0		
原材料費 ③						
商品仕入高 ④						
外注加工費 ⑤						
総利益 ⑥	0			0		
販売管理費⑦(⑧～⑮)						
人件費(含役員報酬)⑧						
減価償却費 ⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
その他の経費 ⑮						
営業利益 ⑯(⑥-⑦)	0			0		
営業外収支 ⑰						
経常利益 ⑱(⑯+⑰)	0			0		
従業員数		人	代表者を除く		人	代表者を除く

※ ⑩～⑮には3ページ7.の支出科目他、金額の大きい費目から順に記入し、その他はすべて「その他の経費」にまとめて計上してください。

（様式第2号）

富新産第 号
年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理 事 長

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）補助金の交付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. この補助金の対象となる事業は、「とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）事業計画書」に記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の計画が変更された場合における当該補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
 - （1）補助事業に要する経費 金 円
 - （2）補助金の額 金 円
3. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率2分の1を乗じて得た額と補助金の額のうち低い方の額とします。
4. この補助金に係る交付の条件は、別紙に記載のとおりとします。

（別紙）とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）補助金の交付に係る条件

（事業計画の変更）

第1条 補助事業者は、補助事業の計画を変更しようとするときは、計画変更申請書を当機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認）

第2条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止届出書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の報告書を受理したときは、補助事業者に対し当該事業の取り扱いを指示するものとする。

（実績報告）

第3条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書その完了した日から30日以内、もしくは会計年度が終了する日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第4条 理事長は、前条の報告を受けた場合において、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知しなければならない。

（決定の取消）

第5条 理事長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）前2号のほか、補助事業に関し、補助金交付の決定の内容に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定があった場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その差額を返還しなければならない。

3 理事長は第1項又は前項の場合において、補助事業者に対し補助金を返還するよう通知するものとする。

4 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、通知の日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第7条 補助事業者は、当該補助事業に基づく発明、考案に関して、特許権、実用新案権又は意匠権等（以下「産業財産権等」という。）等を、当該事業年度又は当該事業年度の終了後

3年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

（取得財産）

第8条 補助事業者は、当該補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、理事長が別に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、理事長の承認を受けなければならないものとする。

3 この場合において、理事長は当該取得財産等が別に定める期間を経過する場合を除き、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（収益納付）

第9条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に本補助事業に係る利益状況について、利益状況報告書により理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、利益状況報告書により補助事業者が当該補助事業の実施の結果、当該補助事業に基づく発明、考案に関して、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与等により、純利益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（証拠書類の保存等）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするため、補助事業に係る帳簿及び書類を備え付け、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、理事長より請求があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

(様式第3号)

年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 殿

住 所
事業所名
代表者名

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）計画変更申請書

年 月 日付け富新産第 号で交付決定のありました、
年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）については、下記のとおり
計画変更したいので申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更内容

(変更前と比較して記入すること。)

(備考)

変更の理由を証する書類を添付すること

（様式第4号）

富新産第 号
年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理 事 長

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）
計画変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたことについては（承認又は不承認）と決定したので通知します。

(様式第5号)

年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 殿

住 所
事業所名
代表者名

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）
（中止・廃止）届出書

年 月 日付け富新産第 号で交付決定のありました、 年
度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）について、下記のとおり届け
出ます。

記

1. 事業の遂行状況

（申請時の事業計画書と対応させて、事業の経過とその成果を簡潔に記載
すること。また日程と実績とを比較して、遅速があれば理由を記載するこ
と。）

2. 事業に要した経費

（実績報告書に準じて記入すること）

3. 中止・廃止の原因と、その際にとった措置

(様式第6号)

年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 殿

住 所
事業所名
代表者名

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）実績報告書

年 月 日付け富新産第 号で交付決定のありました、 年
度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）について、事業が完了しまし
たので、その実績を報告します。

関係書類

- ・とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）実績報告書 別紙のとおり
- ・住民票（除票の写しを含む）
- ・履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ・税務署に提出した開業届の写し（個人事業主の場合）

(別紙) 年度とやまUIJターン起業支援事業 実績報告書

1. 事業の概要（テーマ）

--

2. 事業の実績（概要）

別紙のとおり

3. 今後の課題

別紙のとおり

4. 売上実績等

（単位：千円）

製品・サービスの名称	現時点までの 売上実績 (年 月 日 ～ 年 月 日まで)	構成比(%)	今期売上見込み (年 月 日 ～ 年 月 日まで)	構成比(%)
売上高合計	0	100%	0	

5. 申請事業の当該年度の経費支出実績

（申請時[年 月 日]～ 年 月 日まで）

（単位：円）

収入の部	金額	支出の部	金額	摘要
助成金(※1)	0	機械・設備費(※3)		
その他の助成金	0	器具・工具・備品費		
借入金		構築物費		
自己資金等		店舗改装費		
		外注加工費		
		委託費		
		知的所有権出願費		
		専門家謝金		
		人件費(※4)		
		広告宣伝費		
		家賃等賃借料		
		その他の経費		
合計(※2)	0	合計(※2)	0	→うち税抜き額 ()

※1 助成金は合計額の50%以内で、200万円を上限とします。

※2 収入の部と支出の部の合計は一致します。

※3 土地・建物等の不動産の取得、および自動車の取得は除きます。（ただし自動車リース料は対象可）

※4 新規雇用者に係るもので、対象経費の20%以内のみ対象とすることができます。

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）支出明細表

企業名： _____

(単位：円)

No.	費用科目	支払日	支払額	うち 消費税額	支払 方法	摘 要	
						内 訳	相手先
1				0			
2				0			
3				0			
4				0			
5				0			
6				0			
7				0			
8				0			
9				0			
10				0			
11				0			
12				0			
13				0			
14				0			
15				0			
16				0			
17				0			
18				0			
19				0			
20				0			
21				0			
22				0			
23				0			
24				0			
25				0			
26				0			
27				0			
28				0			
29				0			
30				0			
合 計			0	0		税抜き額→	0
費用科目リスト			税込み額	消費税額		税抜き額	
機械・設備費			0	0			0
器具・工具・備品費			0	0			0
構築物費			0	0			0
店舗等改装費			0	0			0
外注加工費			0	0			0
人件費			0	0			0
広告宣伝費			0	0			0
家賃等賃借料			0	0			0
委託費			0	0			0
知的所有権出願費			0	0			0
専門家謝金			0	0			0
その他の経費			0	0			0
合 計			0	0			0

横計検算

0

(様式第7号)

富新産第 号
年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理 事 長

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）補助金確定通知書

年 月 日付け富新産第 号で交付決定した、 年度とやま
UIJターン起業支援事業（起業支援金）補助金については、交付額を金
円に確定します。

（様式第8号）

富新産第 号
年 月 日

殿

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理 事 長

年度とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け富新産第 号で交付決定した、 年度とやま
UIJターン起業支援事業（起業支援金）補助金については、次の理由により
決定を取り消します。

（理 由）

(様式第9号)

年 月 日

公益財団法人 富山県新世紀産業機構
理事長 殿

住 所
事業所名
代表者名

年 月期とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）に係る
利益状況報告書

年 月 日付け富新産第 号で交付決定のありました、 年度
とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）に係る 年 月期の利益状
況について、別紙のとおり報告いたします。

(別紙)

年 月期 収益納付額計算書

事業所名 _____

※ 決算書の数字等を基に _____ の部分を記入してください。 (単位：円)

項 目	助成事業に係るもの	左記以外の事業に係るもの	合計（決算額に一致）
年 月期の収益 ①			0
年 月期の費用 ②			0
当期利益額 ③=①-②	0	0	0
産業財産権等の譲渡又は実施権の設定による収入 ④	0		
その他の助成事業による取得財産等処分による収入 ⑤	0		
本年度の純利益額 ⑥=③+④+⑤	0		
実績報告書での支出合計額 ⑦			
助成金確定額 ⑧			
控除額 ⑨=(⑦-⑧)÷5	0		
実績報告書での支出合計額 =⑦	0		
年 月期の助成事業に係る支出額 =②			
年 月期の助成事業に係る支出額			
本年度までの助成事業に係る支出額 ⑩	0		
基準納付額 ⑪=(⑥-⑨)×⑧/⑩	#DIV/0!		
1期目の収益納付額			
2期目の収益納付額			
3期目の収益納付額			
4期目の収益納付額			
5期目の収益納付額			
前年度までの累積納付額	0		
本年度収益納付額 ⑪または⑧-⑪	0		

※ 本計算書の根拠資料として決算書を添付してください。